B　①富山県立大学生活協同組合　②第３種旅行業　③富山県知事登録旅行業第３－254号　④富山県立大学生活協同組合　富山県射水市黒河5180番地　理事長　中島範行　⑤富山県立大学生活協同組合　購買部　富山県射水市黒河5180番地　⑥平成17年４月１日　⑧平成27年３月31日　⑩300万円　⑪富山県知事　⑫富山県射水市黒河5180番地　富山県立大学生活協同組合　理事長　中島範行

B　①株式会社マツオツーリスト　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３－450号　④株式会社マツオツーリスト　静岡県裾野市佐野480番地の９　代表取締役　浅倉　松夫　⑤本社営業所　静岡県裾野市平松614　⑥平成11年９月22日　⑧平成26年9月21日　⑩300万円　⑪静岡県知事　⑫静岡県裾野市佐野480番地の９　株式会社マツオツーリスト　代表取締役　浅倉　松夫

B　①有限会社エイチサービス　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－825号　④有限会社エイチサービス　愛知県名古屋市南区中割町１丁目２番地　代表取締役　浅井健二　⑤本社営業所　愛知県名古屋市南区中割町１丁目２番地　⑥平成6年３月30日　⑧平成27年３月29日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫愛知県名古屋市南区中割町１丁目２番地　有限会社エイチサービス　代表取締役　浅井健二

B　①一般財団法人大豊町観光開発協会　②地域限定旅行業務　③高知県知事登録旅行業地域－113号　④一般財団法人大豊町観光開発協会　高知県長岡郡大豊町高須231　代表理事　上村芳晴　⑤一般財団法人大豊町観光開発協会　高知県長岡郡大豊町高須231　⑥平成25年７月９日　⑧平成27年３月31日　⑩100万円　⑪高知県知事　⑫高知県長岡郡大豊町高須231　一般財団法人大豊町観光開発協会　代表理事　上村芳晴

B　①有限会社エムエムシー（ＭＣトラベル）　②第２種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第２－201号　④有限会社エムエムシー　沖縄県国頭郡本部町字崎本部4639－１番地　代表取締役　仲地永造　⑤ＭＣトラベル　沖縄県国頭郡本部町字崎本部4639－１番地　⑥平成12年４月21日　⑧平成27年４月21日　⑩220万円　⑪沖縄県知事　⑫沖縄県国頭郡本部町字崎本部4639－１番地　有限会社エムエムシー　代表取締役　仲地永造

**旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告**

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 27 年６月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

A　①美里観光　②第３種旅行業　③福島県知事登録旅行業第３－233号　④橋本四郎　郡山市熱海町安子島字荻袋13番地の１　⑤本社営業所　郡山市熱海町安子島字荻袋13番地の１　⑥平成10年４月23日　⑦平成27年３月31日　⑧60万円　⑨300万円

A　①株式会社エーエスシー　②第３種旅行業　③宮崎県知事登録旅行業第３－160号　④株式会社エーエスシー　宮崎市橘通東三丁目１番11号　破産管財人　町元真也　⑤本社営業所　宮崎市橘通東三丁目１番11号　⑥平成24年10月29日　⑦平成27年５月15日　⑧60万円　⑨300万円

A　①彩の国ブランドフォーラム株式会社　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－1073号　④彩の国ブランドフォーラム株式会社　さいたま市浦和区領家七丁目17番10号　代表取締役　菩提寺由美子　⑤本社営業所　さいたま市浦和区領家七丁目17番10号　⑥平成22年７月20日　⑦平成27年５月18日　⑧60万円　⑨300万円

以上３件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

A　①アルピコ観光サービス株式会社　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第382号　④アルピコ観光サービス株式会社　長野市小島田町2131番地１　代表取締役　小林史成　⑤本社営業支店　長野市小島田町2131番地１　⑥昭和51年10月８日　⑦平成27年５月１日　⑧1400万円　⑨7000万円

A　①東武トラベル株式会社　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1648号　④東武トラベル株式会社　東京都墨田区向島一丁目33番12号　代表取締役　坂巻伸昭　⑤本社営業所　東京都墨田区向島一丁目33番12号　⑥平成14年10月２日　⑦平成27年４月16日　⑧2400万円　⑨１億2000万円

以上２件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己

**宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 27 年６月 11 日

東京都千代田区岩本町２丁目６番３号
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会

記

| 年度番号 | 商号又は名称 | 免許証番号 | (代表者の)氏名 | 主たる事務所の所在地 | 営業保証金相当額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平27全保799 | 株式会社アーキッシュギャラリー | 国土交通大臣(3)6162 | 代表取締役 伊藤誠英 | 愛知県名古屋市中区錦３－10－32 | 1500万円 |
| 平27全保800 | 合資会社川井不動産 | 秋田県知事(8)1223 | 代表社員 川井忠昌 | 秋田県秋田市保戸野中町８－36 | 1000万円 |